

別紙「登録型本人通知制度について」をよくお読みいただいた上で、申請してください。

宇都宮市本人通知制度登録（新規・更新）申請書

令和 年 月 日

（あて先） 宇都宮市長

宇都宮市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第4条第1項又は第6条第2項において準用する第4条第1項の規定により、次のとおり（ 登録・ 登録の更新）を申請します。

登録 （申請 対象 者）	フリガナ		生年 月日	明治・大正・昭和・平成・ 年 月 日
	氏名			
	住所	〒		
	本籍			
	連絡先			
代 理 人	区分	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人（登録者との関係）		
	フリガナ		生年 月日	明治・大正・昭和・平成・ 年 月 日
	氏名			
	住所	〒		
	連絡先			
現住所が 本市以外の場合	【市外に転出する前の住民登録地（住所）】 宇都宮市			
本籍が 本市以外の場合	【市外に転籍する前の本籍及び筆頭者】 宇都宮市 筆頭者（ ）			
<input type="checkbox"/> 通知先を法定代理人の住所にすることを希望します。				

- （注） 1 各欄に必要な事項を記入又は✓を記してください。
 2 申請の際は、次の書類を提示又は提出してください。
 (1) 窓口に来庁した申請者又は代理人が、本人であることを証明する書類
 （マイナンバーカード、運転免許証、旅券等）
 (2) 法定代理人による申請の場合は、(1)とあわせて、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）
 ただし、本市にある戸籍等により確認できる場合は、省略できます。
 (3) 任意代理人による申請の場合は、(1)とあわせて、その旨を証明する書類
 （委任者の自署・押印による委任状）

（事務処理欄）

受付	入力	確認		本人等の確認書類	備考
	(. .)			<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 在カ <input type="checkbox"/> その他()

登録型本人通知制度について

1 制度の概要

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本等の不正取得を抑止するため、これらの証明書を第三者に交付したときに、事前に登録された方に対してその交付した事実を通知する制度です。

2 登録の対象者

- 本市の住民基本台帳に記録されている方（住民基本台帳から除かれた方を含む）
- 本市が作成した戸籍に記載されている方（戸籍から除かれた方を含む）

3 対象となる証明書等

住民票関連（除票，改製原を含む）	戸籍関連（除籍，改製原を含む）
住民票の写し	戸籍謄本又は抄本
住民票記載事項証明書	戸籍の附票
	戸籍記載事項証明書

4 第三者とは

通知の対象となる第三者とは、本人等※の代理人のほか、自己の権利義務を履行するために住民票の写し等を取得する正当な理由がある者です。債権者（個人・法人）や八士業（弁護士，司法書士，土地家屋調査士，税理士，社会保険労務士，弁理士，海事代理士，行政書士）が挙げられます。

ただし、以下の場合は含まれません。（通知の対象外となります。）

- 六士業（弁護士，司法書士，土地家屋調査士，税理士，社会保険労務士，弁理士）による取得のうち紛争処理・解決手続の代理業務等として取得する場合
- 国や地方公共団体の機関による取得

本人等とは、次の方です。

対象となる証明書等が住民票関連の場合	本人及び本人と同一世帯の方
対象となる証明書等が戸籍関連の場合	本人及び本人と同一戸籍の方及びその配偶者，直系尊属又は直系卑属

5 通知の内容

通知する内容は、①証明書を第三者に交付した日，②その種類及び通数，③第三者の種別（本人等の代理人かそれ以外の者か）です。

ただし、登録者が国外に転出した場合は通知しません。

通知内容以外の事項について確認が必要な場合、個人情報の保護に関する法律及び宇都宮市個人情報保護法施行条例の規定に基づき、第三者から提出された住民票の写し等証明書に係る請求書について、自己情報の開示請求をすることができます。

6 登録期間と更新

登録の有効期間は3年間です。引き続き登録を希望される場合は、期間満了の1か月前から更新の申し込みをすることができます。期間満了までに更新しない場合、自動的に登録抹消となります。

7 その他注意事項

- 住所、氏名等登録した内容に変更があった場合は、必ず、届出をしてください。届出がない場合、通知が届かないことがあります。なお、死亡、居所不明等により登録者の住民票が消除されたときは、登録を抹消します。
- 本市に戸籍がある登録者本人又は登録者と同一の戸籍に属する方は、戸籍謄抄本（登録者が除籍となった戸籍を含む。）のコンビニ交付サービスが利用できなくなりますので、あらかじめご了承ください。